

証券コード 3988
2025年10月14日
(電子提供措置の開始日 2025年10月7日)

株 主 各 位

名古屋市東区代官町35番16号
株式会社 **SYSホールディングス**
代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.syshd.co.jp/jp/ir/library.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「招集通知」の欄にある「第12回定時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SYSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3988」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年10月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月29日（水曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 ガスホール
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第12期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 以 上

○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。

○本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず法令及び定款第18条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。なお、当該書面につきましては、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年10月28日（火曜日）午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年10月28日（火曜日）午後6時必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年10月29日（水曜日）午前10時

❗ ご注意事項

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

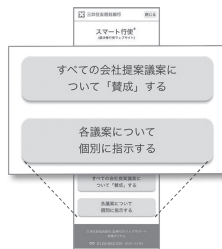
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

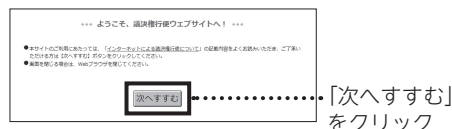
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

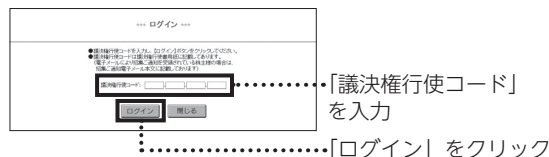
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

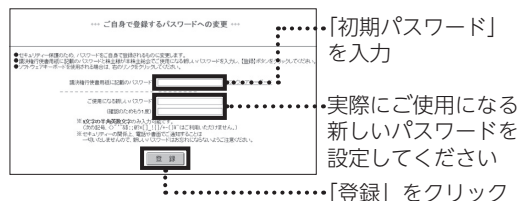
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7.0円
総額 73,735,585円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年10月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社が障がい者の雇入れや雇用管理に関する相談支援をする事業を行うため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的)	第2条 (目的)
(条文省略)	(現行通り)
(新設)	<u>(16) 障がい者雇用に係る相談支援事業</u>
(16) 前各号に関連するコンサルティング、教育訓練	<u>(17) 前各号に関連するコンサルティング、教育訓練</u>
(17) 前各号に付帯する一切の業務	<u>(18) 前各号に付帯する一切の業務</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査等委員会から全候補者において適正であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	すずき ひろのり 鈴木 裕紀 (1964年11月28日生) [所有する当社株式の数] 3,925,071株	1986年 4 月 株式会社シスコン (現株式会社C I J ネクスト) 入社 1991年 1 月 株式会社エスワイシステム設立 代表取締役社長 2004年 1 月 上海裕日軟件有限公司 法人代表董事長 2005年 2 月 中部アイティ協同組合 代表理事 2006年 3 月 西安裕日軟件有限公司設立 法人代表董事長 2011年 2 月 株式会社S Y I 設立 代表取締役社長 2011年 8 月 SYS Vietnam Co., Ltd.設立 Representative Director 2012年 4 月 PT.SYS INDONESIA設立 Komisaris (現任) 2012年 5 月 株式会社エス・ケイ 代表取締役会長 2013年 3 月 株式会社エスワイシステム 代表取締役会長 2013年 8 月 当社設立 代表取締役会長 2013年12月 上海裕日軟件有限公司 董事 2014年 1 月 西安裕日軟件有限公司 董事 2014年 9 月 当社 代表取締役会長兼社長 (現任) 2015年 4 月 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長 2018年10月 同社 代表取締役社長執行役員 2022年10月 同社 取締役会長 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 鈴木裕紀氏は、当社グループの創業者であり、当社グループの業績拡大を牽引してきた実績と、経営における豊富な経験、幅広い知見を有し、2013年からは当社の代表取締役として、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 再任	ごとう だいすけ 後藤 大祐 (1977年3月24日生) [所有する当社株式の数] 49,870株	2001年4月 株式会社エスワイシステム入社 2007年8月 同社 取締役中部事業部長 2010年10月 同社 取締役管理本部長兼経営企画室長 2012年1月 西安裕日軟件有限公司 監事 2012年5月 上海裕日軟件有限公司 監事 2013年3月 株式会社エスワイシステム 常務取締役経営統括本部長 2013年7月 株式会社アグリッド（現株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー）設立 監査役 2013年8月 当社設立 常務取締役 管理本部長 2013年11月 株式会社エスワイシステム 常務取締役管理本部長 2016年4月 上海裕日軟件有限公司 董事 2018年10月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 管理本部長 2021年10月 当社 取締役専務執行役員 管理本部長（現任） 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理本部長（現任） 2022年11月 株式会社ネットパーク21 取締役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役（現任） 株式会社アイガ 取締役（現任）
	(取締役候補者とした理由) 後藤大祐氏は、財務・会計、人事・労務における、豊富な経験と幅広い知見を活かし、管理本部長として、業務効率化や社内の組織改革、内部統制強化を推進するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、管理業務全般の業務革新や内部統制の強化に対する貢献が期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 再任	たまもと しんや 玉本 真也 (1974年10月26日生) [所有する当社株式の数] 52,181株	1997年 6 月 株式会社日本リサーチ研究所 入社 1999年 4 月 株式会社エヴァクフリーン 入社 2001年 7 月 株式会社ツーハンド 入社 2005年 1 月 株式会社エスワイシステム 入社 2018年 4 月 同社 関西事業本部長 2018年10月 当社 執行役員 株式会社エスワイシステム 執行役員 関西事業本部長 2020年 8 月 同社 取締役執行役員 関西事業本部長 2021年 6 月 株式会社S Y I 取締役 (現任) 2021年10月 当社 取締役 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 関西事 業本部長 2022年10月 同社 代表取締役社長執行役員 (現任) 2022年11月 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director (現任) 株式会社アシック 代表取締役社長執行役員 株式会社アイガ 取締役 (現任) 2023年 8 月 当社 取締役 事業統括本部 関西ブロック長 (現任) 2024年 2 月 シー・アイ・システム株式会社 取締役 2025年 5 月 株式会社H T C 取締役 (現任) 2025年 8 月 K E E L 株式会社 取締役 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 玉本真也氏は、当社グループの事業会社の執行役員や取締役を歴任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者としたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 再任	かざま てつや 風間 哲也 (1958年3月22日生) [所有する当社株式の数] 4,331株	1982年4月 協栄産業株式会社 入社 1989年7月 株式会社オージス総研 入社 2004年4月 同社 東日本営業部長 2008年4月 同社 営業本部副本部長 2012年4月 同社 執行役員 2015年4月 株式会社宇部情報システム 出向 同社 取締役常務執行役員 営業本部長 2020年4月 同社 常務執行役員 管理本部長 2021年4月 当社 入社 2023年5月 当社 執行役員 関東事業統括推進部長 2023年8月 当社 執行役員 事業統括本部 関東ブロック 部長 2023年10月 当社 取締役執行役員 事業統括本部 関東ブロック長 (現任) 2024年3月 株式会社マリオン 取締役 (現任) 2025年1月 株式会社ラーカイルム 代表取締役 2025年5月 株式会社ラーカイルム 取締役 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 風間哲也氏は、ユーザー企業の情報システム子会社の営業部門の責任者や執行役員、取締役に歴任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有し、2023年10月からは当社取締役執行役員事業統括本部関東ブロック長として、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 再任	いわた のりこ 岩田 則子 (1959年12月10日生) 取締役在任期間 3年 [所有する当社株式の数] 一株	1982年 4 月 通商産業省中部通商産業局（現経済産業省中部経済産業局）入局 2018年 4 月 同局 産業部長 2019年 4 月 同局 資源エネルギー環境部長 2020年 8 月 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学 予防早期医療創成センター 准教授 2022年10月 当社 取締役（現任） 2024年 5 月 いわた行政書士事務所 代表 行政書士（現任）
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 岩田則子氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことがありませんが、経済産業省要職を歴任しており、その高い知見と幅広い経験をもとに、当社の経営を監督していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、当社グループの経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田則子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と岩田則子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の社外取締役への選任が承認された場合、当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。
4. 当社は、岩田則子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(ご参考) スキルマトリクス

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは次のとおりです。

	氏名	企業 経営	IT技術	営業・ マーケ ティン グ	M&A	財務・ 会計	法務・ ガバナ ンス	人事・ 労務	サステ ナビリ ティ
代表取締役会長兼 社長	鈴木裕紀	●	●		●				
取締役専務執行役 員	後藤大祐					●	●	●	
取締役	玉本真也	●	●	●					
取締役執行役員	風間哲也	●	●	●					
社外取締役 (独立役員)	岩田則子							●	●
監査等委員である 取締役	堀江克由	●				●	●		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	森戸耐之						●		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	深井貴伸	●		●					

(注) 各人の有するスキル等のうち主に該当する最大3つに●をつけております。

以 上

事業報告

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国関税政策による輸出企業への影響や物価高等による景気後退の懸念はあったものの、堅調な企業業績や雇用情勢にも支えられ、ゆるやかな回復がみられました。しかしながら、米国の通商政策の影響やウクライナや中東等の地政学リスクもあり先行きは不透明な見通しとなっています。

当社グループが属する情報サービス産業においては、総務省の「サービス産業動態統計調査」によると2025年6月の情報サービス業の売上高合計は、前年同月比8.4%増となり39か月連続の増加となりました。

このような経済状況のなか当社グループは、新規受注の獲得や、顧客からの信頼を獲得し、リスクが低く安定した収益が期待できるリピートオーダーの提案・受注に努めました。

それらの結果、前連結会計年度及び当連結会計年度のM&Aによる新規連結子会社の増加や、社会情報インフラ・ソリューションの顧客からの受注が堅調に推移したこと、技術者の稼働人数が増加したこと等が売上高増加の要因となり、過去最高の売上高になりました。

M&A関連費用が前期比で47,550千円増加したことや、従業員の待遇改善による人件費の増加、一部の不採算プロジェクトによる利益の減少があったものの、売上高の増加等により営業利益が増加しました。しかし、国際情勢の変化により、為替差損益が前期比で30,904千円減少したこと等により営業外損益が減少し、経常利益が減少しました。また特別損失として、減損損失や当社連結子会社である株式会社エスワイシステムの東京事業所の移転にともなう固定資産除却損を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益が減少しました。

以上の要因により、当連結会計年度における連結業績は、売上高14,051,094千円(前期比13.3%増)、営業利益705,229千円(前期比3.0%増)、経常利益732,913千円(前期比1.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益423,426千円(前期比10.2%減)となりました。

当社グループは、総合情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりませんがソリューション別の概況は、次のとおりであります。

グローバル製造業ソリューションにおいては、自動車E C U関連顧客、搬送機関連顧客等からの受注が堅調に推移したこと等により、売上高は5,219,590千円（前期比16.7%増）となりました。

社会情報インフラ・ソリューションにおいては、金融関連顧客等からの受注は堅調に推移したこと等により、売上高は8,575,284千円（前期比12.8%増）となりました。

モバイル・ソリューションにおいては、受託開発の受注が減少したこと等により、売上高は256,219千円（前期比20.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額257,987千円であり、主な内容は、当社及び当社連結子会社である株式会社エスワイシステムの東京事業所の移転工事費用212,584千円であります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

2024年10月31日付で事業運転資金に充当することを目的として株式会社みずほ銀行から200,000千円の借入を行っております。

2025年4月30日付で事業運転資金に充当することを目的として株式会社三井住友銀行から300,000千円の借入を行っております。

2025年7月31日付でM & Aによる株式取得関連費用へ充当する目的として株式会社三井住友銀行から500,000千円の借入を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況等

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況等

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス業については、米国の関税政策により輸出産業の投資抑制、世界的な物価高による個人消費の低迷、紛争等の地政学リスクによるサプライチェーンへの影響等のリスクがあるものの全ての産業で人手不足が継続しており、DX化の推進は一層進むと予想しております。

また、生成AIによる情報サービス業の変革により、今まで予算不足で実現しなかったプロジェクトが実現可能になり、近い将来SaaS（注）に頼らなくても多言語・多通貨の大規模なシステム開発が短納期で実現可能になると考えられております。

これらの影響により、案件数の増大や大型化が起っており、それに対応できない派遣・準委任等を行うSES（システムエンジニアリングサービス）専業の中小ソフト会社の受注ポジションが低下し苦戦しております。

このような中、当社は中期経営計画「SYS Target 2028」の達成に向けて「基幹システムの総合システムサポート」、「未経験者の採用と独自の教育システム」、「ビジネスパートナー様の積極活用」、「付加価値のあるM&A」を推進してまいります。

「基幹システムの総合システムサポート」では、米国IT大手の領域以外の大企業基幹システムの煩雑な部分まで総合サポートし、案件の増大と大型化に対応し、お客様に寄り添った技術とサービスを提供することで、業界の一次請けとして高付加価値を追求してまいります。

「未経験者の採用と独自教育システム」では、慢性的なIT人材不足に対応し、大型化する案件に対応できるPM（プロジェクト・マネージャー）やPL（プロジェクト・リーダー）を輩出し確実に定着させる、また、ダイバーシティを重視し多様な働き方を支援する方針のもと、未経験者、外国人、シニア採用をより推進し、待遇改善、女性管理職・女性経営者の積極登用に努めてまいります。

また、従業員の健康を守り安心して働ける環境の整備に努めることで、従業員満足を上出し、顧客満足の向上にも繋げてまいります。

「ビジネスパートナー様の積極活用」では、案件の大型化、増大をビジネスパートナー様活躍増進のチャンスととらえ成長基盤と持続的な競争優位性を確保するために、ビジネスパートナー様を社員同様に大切にし、コアパートナー制度や交流会の実施により信頼関係を構築し、当社の従業員へも教育プログラムを通じて、その大切さを教育することで連携を強化し、共創を推進してまいります。

「付加価値のあるM&A」では、各社の歴史と文化を尊重し、全役職員を大切にする各社の技術とサービスを融合した総合情報サービス業の提供を方針として、積極的にM&Aを推進してまいります。

また、事業会社の統制強化にも取り組み、小規模事業会社に対する営業力強化、プロジェクト管理強化、全事業会社に対する、営業の標準化や経営力の強化に取り組むとともにAIによる業績分析も活かして、問題や課題の早期発見にも取り組んでまいります。

(注) SaaSとはSoftware as a Serviceの略で、サーバー上で動作するクラウドサービス。ユーザーは月額・年額料金を支払って、サービスを利用する。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第9期 (2022年7月期)	第10期 (2023年7月期)	第11期 (2024年7月期)	第12期 (当連結会計年度) (2025年7月期)
売上高 (千円)	7,576,146	10,518,537	12,397,057	14,051,094
経常利益 (千円)	457,369	592,709	747,149	732,913
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	305,976	370,241	471,616	423,426
1株当たり当期純利益 (円)	29.57	35.60	45.11	40.29
総資産 (千円)	4,298,624	6,295,051	6,610,281	7,913,008
純資産 (千円)	2,551,334	2,906,858	3,363,515	3,752,379

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2022年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、また、2024年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 主要な事業内容（2025年7月31日現在）

事業	事業内容
グローバル製造業ソリューション	海外市場を販路として成長を遂げている製造業企業をターゲットとしており、主に、自動車、重工業、工作機械、鉄鋼、搬送機等の関連企業を主要顧客として総合情報サービスを提供しております。
社会情報インフラ・ソリューション	電力・ガス等のエネルギー、生命保険・クレジットカード、リース・証券等の金融、印刷帳票、鉄道、不動産関連の企業や官公庁・自治体等の社会インフラ企業及び情報インフラ企業の基幹システム開発やＩＴインフラの構築、運用等の総合情報サービスの提供を行っております。
モバイル・ソリューション	流通グループ、訪問介護、鉄道、医療、ロードサービス等の業種をエンドユーザーとして、法人向けのモバイル・アプリケーション等によるサービスの提供や製品の販売をしています。

(11) 主要な事業所 (2025年7月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市東区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区
株式会社 S Y I	愛知県名古屋市東区
株式会社エス・ケイ	東京都中央区
株式会社総合システムリサーチ	愛知県名古屋市中村区
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	愛知県名古屋市東区
株式会社テクノフュージョン	愛知県名古屋市中区
株式会社オルグ	東京都豊島区
サイバーネックス株式会社 (注1)	愛知県名古屋市東区
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社スレッドアンドハーフ	東京都中央区
株式会社ネットパーク21 (注1)	愛知県名古屋市中区
つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社	茨城県土浦市
株式会社アイガ	愛知県名古屋市中村区
シー・アイ・システム株式会社 (注2)	三重県津市
株式会社マリオン	東京都豊島区
株式会社ラーカイルム	愛知県名古屋市東区
株式会社 H T C	大阪府大阪市西区
PT.SYS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ市
THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD.	タイ バンコク市

- (注) 1. 2025年8月1日付で、サイバーネックス株式会社を存続会社とし、株式会社ネットパーク21を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で存続会社の商号をK E E L 株式会社に変更しております。
2. 2025年8月1日付で、株式会社エスワイシステムを存続会社とし、シー・アイ・システム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
3. 2025年8月1日付で、株式会社アイビーシステムの全株式を取得し子会社化しております。

(12) 従業員の状況 (2025年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,669名	149名増

- (注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を記載しております。なお、臨時従業員（嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
46 (一) 名	6名増 (一)	38.0歳	6.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、グループでの勤続年数を記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年7月31日現在)

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の企業集団は、子会社19社で構成され、グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション、モバイル・ソリューションの3つのソリューションからなる総合情報サービス事業を主な内容として事業活動を展開しております。

子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスワイシステム	70,500千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社ＳＹＩ	10,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社エス・ケイ	40,000千円	100%	モバイル・ソリューション
株式会社総合システムリサーチ	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社テクノフュージョン	30,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社オルグ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
サイバーネックス株式会社（注２）	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社スレッドアンドハーフ	35,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社ネットパーク２１（注２）	36,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社アイガ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
シー・アイ・システム株式会社 (注3)	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社マリオン	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社ラーカイルム	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社H T C	15,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
PT.SYS INDONESIA	300千USD	49% (100%) (注1)	グローバル製造業ソリューション
THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD.	8,000千THB	1% (100%) (注1)	グローバル製造業ソリューション

(注) 1. 「出資比率」の()内数値は間接所有を含めた比率であります。

2. 2025年8月1日付で、サイバーネックス株式会社を存続会社とし、株式会社ネットパーク21を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で存続会社の商号をK E E L 株式会社に変更しております。
3. 2025年8月1日付で、株式会社エスワイシステムを存続会社とし、シー・アイ・システム株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
4. 2025年8月1日付で、株式会社アイビーシステムの全株式を取得し子会社化しております。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先 (2025年7月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,111,000千円
株式会社百五銀行	275,010千円
株式会社みずほ銀行	170,003千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
瀬戸信用金庫	100,000千円
株式会社愛知銀行	46,688千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,582,939株（自己株式49,284株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,717名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
鈴木 裕紀	3,925,071株	37.26%
安田 鉄也	1,446,038株	13.72%
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲20号）	1,292,548株	12.27%
S Y S H Dグループ従業員持株会	841,700株	7.99%
光通信株式会社	200,400株	1.90%
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE KATO TOMOHISA	176,600株	1.67%
石村 藤夫	110,200株	1.04%
長崎 純一	106,000株	1.00%
瀬戸信用金庫	81,600株	0.77%
株式会社三井住友銀行	80,000株	0.75%
株式会社百五銀行	80,000株	0.75%

- （注） 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲20号）1,292,548株は、鈴木裕紀が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、同氏が指図権を留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額 ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	20,844株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額 ④取締役の報酬等の総額等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	鈴木 裕紀	株式会社エスワイシステム 取締役会長 PT. SYS INDONESIA Komisaris
取締役専務執行役員	後藤 大祐	管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理 本部長 株式会社ネットパーク21 取締役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役 株式会社アイガ 取締役
取締役	一柳 泰行	事業統括本部長 株式会社エスワイシステム 取締役執行役員 サイバーネックス株式会社 取締役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 取締役 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役 株式会社ネットパーク21 取締役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director 株式会社アイガ 取締役 シー・アイ・システム株式会社 取締役
取締役	玉本 真也	事業統括本部 関西ブロック長 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長執行役員 株式会社S Y I 取締役 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director 株式会社アイガ 取締役 シー・アイ・システム株式会社 取締役 株式会社H T C 取締役
取締役執行役員	風間 哲也	事業統括本部 関東ブロック長 株式会社マリオン 取締役 株式会社ラーカイルム 取締役
取締役	岩田 則子	いわた行政書士事務所 代表 行政書士

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	堀江 克由	株式会社エスワイシステム 監査役 株式会社ＳＹＩ 監査役 株式会社エス・ケイ 監査役 株式会社総合システムリサーチ 監査役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 株式会社テクノフュージョン 監査役 株式会社オルグ 監査役 サイバーネックス株式会社 監査役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 監査役 株式会社スレッドアンドハーフ 監査役 株式会社ネットパーク２１ 監査役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 監査役 株式会社アイガ 監査役 シー・アイ・システム株式会社 監査役 株式会社マリオン 監査役 株式会社ラーカイルム 監査役 株式会社ＨＴＣ 監査役
取締役 (監査等委員)	森戸 尉之	弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 WＫＵパートナーズ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	深井 貴伸	

- (注) 1. 取締役岩田則子氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査環境の整備や社内情報の収集、内部監査室からの報告受領、子会社の監査等により監査等委員会の活動の実効性確保のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員森戸尉之氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役岩田則子氏、取締役森戸尉之氏、取締役深井貴伸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- ・ 2024年8月1日付で、堀江克由氏は株式会社S U Nシステムズの監査役及び株式会社アダムアップの監査役に就任しております。
 - ・ 2024年10月1日付で、堀江克由氏は株式会社S U Nシステムズを消滅会社とし、株式会社オルグを存続会社とする吸収合併により株式会社S U Nシステムズの監査役を退任しております。
 - ・ 2025年1月27日付で、風間哲也氏は株式会社ラーカイルムの代表取締役に、堀江克由氏は株式会社ラーカイルムの監査役に就任しております。
 - ・ 2025年2月1日付で、堀江克由氏は株式会社アダムアップを消滅会社とし、株式会社総合システムリサーチを存続会社とする吸収合併により株式会社アダムアップの監査役を退任しております。
 - ・ 2025年5月1日付で、風間哲也氏は株式会社ラーカイルムの代表取締役を退任し、取締役になっております。
 - ・ 2025年5月1日付で、玉本真也氏は株式会社H T Cの取締役に、堀江克由氏は株式会社H T Cの監査役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬制度は、内規に基づき、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を取り入れた制度としております。このため、当社の役員報酬は、固定報酬である月額報酬、単年度の業績を反映した業績連動賞与、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。役員報酬の額等の決定の役職ごとの方針は定めておりませんが、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び取締役（監査等委員）については、業績連動報酬は相応しくないため、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）については、固定報酬のみを、取締役（監査等委員）については固定報酬と退職慰労金のみを支給しております。

なお、当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 固定報酬

固定報酬は、内規に基づき、役位毎の役割・責任に応じて設定された固定報酬基準から、前年度の業績及び職責、就任後の業績寄与等の評価に応じて算定した額を加算又は減算した報酬を支給しております。ただし、社外取締役及び取締役（監査等委員）については、業績による評価は行っておりません。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、内規に基づき、売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて算定した額を賞与として支給しております。なお、業績連動報酬は目標額の達成額等に応じて算定した原資を、役員と従業員で役位に応じて配分しておりますが、役員については全て同一の役位としております。

売上高、営業利益を指標として採用する理由は、当社グループの企業価値向上において、売上高の成長及び営業利益の向上が重要であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結売上高の目標額は14,423百万円、実績は14,051百万円であり、通期営業利益目標は848百万円、実績は705百万円であります。

また、連結子会社においても、各会社ごとに売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて賞与を支給する内規を定めており、当社役員と連結子会社役員を兼務している役員のうち連結子会社から固定報酬を支給されている役員は、内規に基づき業績連動報酬を支給しております。

ハ. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき、固定報酬に役位に応じた一定の割合を掛けて算出した額としております。

二. 退職慰労金

退職慰労金は、監査等委員である取締役（社外役員を除く）を対象としており、内規に基づき、固定報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。

②取締役及び監査等委員である取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

2022年10月27日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円（うち社外取締役年額30,000千円）以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とそれぞれ決議しております。

当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

2022年10月27日開催の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬を年額20,000千円以内かつ年24,000株以内（2024年8月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）により、年48,000株以内）で支給することを決議しております。

当該株主総会終結時点での対象取締役（社外取締役を除く）の員数は2名となります。

③取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）から構成されており、このうち、個人別の固定報酬額については、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会から委任を受けた代表取締役会長兼社長鈴木裕紀が決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当が業務、能力、成果などにより評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた代表取締役は、内規に基づき社外取締役及び常勤監査等委員の意見を聞いた上で個人別の役員報酬を決定しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	81,274 (1,700)	69,800 (1,700)	— (—)	11,474 (—)	— (—)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,736 (4,000)	11,736 (4,000)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	93,010 (5,700)	81,536 (5,700)	— (—)	11,474 (—)	— (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
2. 一柳泰行氏及び玉本真也氏は連結子会社が報酬等を支給しており、当社が報酬等を支給していないため、対象となる役員の員数から除いて記載しております。
3. 非金銭報酬等は、全て譲渡制限付株式報酬であります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役岩田則子氏は、いわた行政書士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）森戸尉之氏は、弁護士法人森戸法律事務所の弁護士及びWKUパートナーズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	岩田 則子	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち全てに出席し、経済産業省の要職を歴任して培った豊富な経験と幅広い見識を基に、議案審議等に際して、適宜必要な発言・助言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	森戸 尉之	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ適宜発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	深井 貴伸	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち全てに出席し、経営者として培った豊富な経験と当業界の幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。

取締役が、他の取締役の法令や定款等に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告します。

監査等委員会は、取締役の職務執行について、監査等委員会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款等に適合しているか確認します。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。

取締役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故等の再発防止に努めます。

各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的を実施する内部統制監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限及び責任分掌規程に基づき、適切かつ効率的に職務を執行します。

重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議は、原則として毎月定期的に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告等を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、規則及びルールの遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的に開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議（全体会議）にて、継続的な周知徹底を図ります。

使用人が、法令定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った時は、内部通報者制度（エスワイ・ホットライン）に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。

内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規程に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係をもたず、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。

⑥当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。

子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要と認める人員を立て、監査等委員会の職務の補助業務を担当させます。

⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の監査等委員会の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事項、又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査等委員会に報告します。

監査等委員会は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款等に適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

監査等委員会は、内部監査室、監査法人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図ります。

取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務執行

- i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役2名を選任し、取締役会を通じて社外取締役及び監査等委員である社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能を強化しております。
- iii 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である社外取締役を含む）も出席する月1回開催される経営戦略会議においては、グループ各社の業務執行状況が報告され、グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

②監査等委員会の職務執行

- i 当社は、監査等委員会を定期的に月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査等委員会を開催しております。
- ii 監査等委員会は、グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名の3名の監査等委員で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間で連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

③内部統制システム全般

当事業年度においては、内部統制基本計画書に基づき、取締役専務執行役員管理本部長を統括責任者とする内部統制構築・運用チームにおいて内部統制評価担当者が内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

④コンプライアンス

当事業年度においては、関連法令の制定・改正状況を把握し、グループ各社の規程等に反映し周知したほか、グループ各社において従業員を対象としたコンプライアンス教育を実施したほか、管理者を対象とするコンプライアンス研修を実施いたしました。

⑤リスク管理

当事業年度においては、当社グループのリスク及び潜在リスクについて、個別に委員会を設置し、リスク内容の検討を行い適宜対策を行うことでリスクを低減するとともに改善状況の進捗を取締役会で報告いたしました。

⑥内部監査

当事業年度においては、内部監査計画に基づき、当社の内部監査担当者がグループ全社の内部監査を実施いたしました。内部監査の結果、発見された不適合事項については、各社で改善を行い、内部監査担当者がフォローアップ監査を実施し改善を確認しており、その結果を内部監査結果報告書として代表取締役役に報告しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）を設けておりませんので、該当事項はありません。

○本事業報告における記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。

ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く。）は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,326,114	流動負債	2,558,663
現金及び預金	4,225,256	買掛金	293,081
受取手形	341	賞与引当金	90,112
売掛金	1,500,318	受注損失引当金	8,771
契約資産	161,665	未払金	769,696
電子記録債権	3,549	未払法人税等	179,365
有価証券	249,713	未払消費税等	265,302
仕掛品	46,070	短期借入金	300,000
その他の他	143,290	1年内返済予定の長期借入金	425,976
貸倒引当金	△4,091	その他の他	226,357
固定資産	1,586,893	固定負債	1,601,965
有形固定資産	321,438	長期借入金	1,205,674
建物	176,446	役員退職慰労引当金	3,219
土地	26,437	退職給付に係る負債	161,679
その他の他	118,553	繰延税金負債	28,968
無形固定資産	798,827	その他の他	202,423
のれん	647,999	負債合計	4,160,628
その他の他	150,828	(純資産の部)	
投資その他の資産	466,627	株主資本	3,755,433
投資有価証券	122,961	資本金	417,994
繰延税金資産	87,568	資本剰余金	370,911
その他の他	265,593	利益剰余金	2,982,404
貸倒引当金	△9,495	自己株式	△15,877
		その他の包括利益累計額	△3,053
		その他有価証券評価差額金	1,605
		為替換算調整勘定	△4,659
		純資産合計	3,752,379
資産合計	7,913,008	負債・純資産合計	7,913,008

連結損益計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目			金 額	
売上高				14,051,094
売上原価				10,938,436
売上総利益				3,112,657
販売費及び一般管理費				2,407,427
営業利益				705,229
営業外収入				
受取利息及び配当金	16,738			
助成金収入	10,319			
その他	22,434			49,492
営業外費用				
支払利息	12,796			
為替差損	8,779			
その他	233			21,809
経常利益				732,913
経常損失				
固定資産売却損	9,225			
減損損失	23,398			
その他	200			32,824
税金等調整前当期純利益				700,088
法人税、住民税及び事業税	298,198			
法人税等調整額	△21,536			276,661
当期純利益				423,426
親会社株主に帰属する当期純利益				423,426

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024 年 8 月 1 日 残 高	401,001	353,918	2,621,840	△10,910	3,365,850
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	16,993	16,993			33,986
剰 余 金 の 配 当			△62,862		△62,862
親会社株主に帰属する当期純利益			423,426		423,426
自 己 株 式 の 取 得				△4,967	△4,967
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	16,993	16,993	360,564	△4,967	389,583
2025 年 7 月 31 日 残 高	417,994	370,911	2,982,404	△15,877	3,755,433

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2024 年 8 月 1 日 残 高	△670	△1,664	△2,334	3,363,515
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				33,986
剰 余 金 の 配 当				△62,862
親会社株主に帰属する当期純利益				423,426
自 己 株 式 の 取 得				△4,967
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	2,275	△2,995	△719	△719
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,275	△2,995	△719	388,863
2025 年 7 月 31 日 残 高	1,605	△4,659	△3,053	3,752,379

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,856,378	流 動 負 債	798,939
現 金 及 び 預 金	1,391,387	短 期 借 入 金	300,000
売 掛 金	68,889	1年内返済予定の長期借入金	390,984
有 価 証 券	249,713	未 払 金	76,588
関係会社短期貸付金	20,831	未 払 法 人 税 等	13,173
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	71,880	賞 与 引 当 金	1,688
そ の 他	53,677	そ の 他	16,505
固 定 資 産	3,013,830	固 定 負 債	1,157,389
有 形 固 定 資 産	10,789	長 期 借 入 金	1,111,717
建 物	2,552	役員退職慰労引当金	3,219
そ の 他	8,237	繰 延 税 金 負 債	1,076
無 形 固 定 資 産	74,095	そ の 他	41,376
ソ フ ト ウ ェ ア	60,553	負 債 合 計	1,956,328
そ の 他	13,542	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,928,945	株 主 資 本	2,913,880
投 資 有 価 証 券	106,216	資 本 金	417,994
関 係 会 社 株 式	2,578,316	資 本 剰 余 金	1,059,546
関係会社長期貸付金	224,340	資 本 準 備 金	367,994
そ の 他	20,072	そ の 他 資 本 剰 余 金	691,551
		利 益 剰 余 金	1,452,218
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,452,218
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,452,218
		自 己 株 式	△15,877
		純 資 産 合 計	2,913,880
資 産 合 計	4,870,209	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,870,209

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
経 営 管 理 料 等	733,612	
受 取 配 当 金	347,746	1,081,359
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	724,234	724,234
営 業 利 益		357,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,779	
そ の 他	5,188	21,967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,161	
為 替 差 損	7,183	17,345
経 常 利 益		361,746
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	92,571	92,571
税 引 前 当 期 純 利 益		269,174
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,175	
法 人 税 等 調 整 額	△5,780	7,394
当 期 純 利 益		261,780

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
2024年8月1日残高	401,001	351,001	691,551	1,042,552
事業年度中の変動額				
新株の発行	16,993	16,993		16,993
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額合計	16,993	16,993	－	16,993
2025年7月31日残高	417,994	367,994	691,551	1,059,546

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
2024 年 8 月 1 日 残 高	1,253,300	1,253,300	△10,910	2,685,943	2,685,943
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行				33,986	33,986
剰 余 金 の 配 当	△62,862	△62,862		△62,862	△62,862
当 期 純 利 益	261,780	261,780		261,780	261,780
自 己 株 式 の 取 得			△4,967	△4,967	△4,967
事業年度中の変動額合計	198,918	198,918	△4,967	227,937	227,937
2025 年 7 月 31 日 残 高	1,452,218	1,452,218	△15,877	2,913,880	2,913,880

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月25日

株式会社 S Y S ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	小出 修平
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	浅井 孝孔
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S Y S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月25日

株式会社 S Y S ホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小出 修平
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 浅井 孝孔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2024年8月1日から2025年7月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月26日

株式会社 S Y S ホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 堀 江 克 由 ㊞

監査等委員 森 戸 尉 之 ㊞

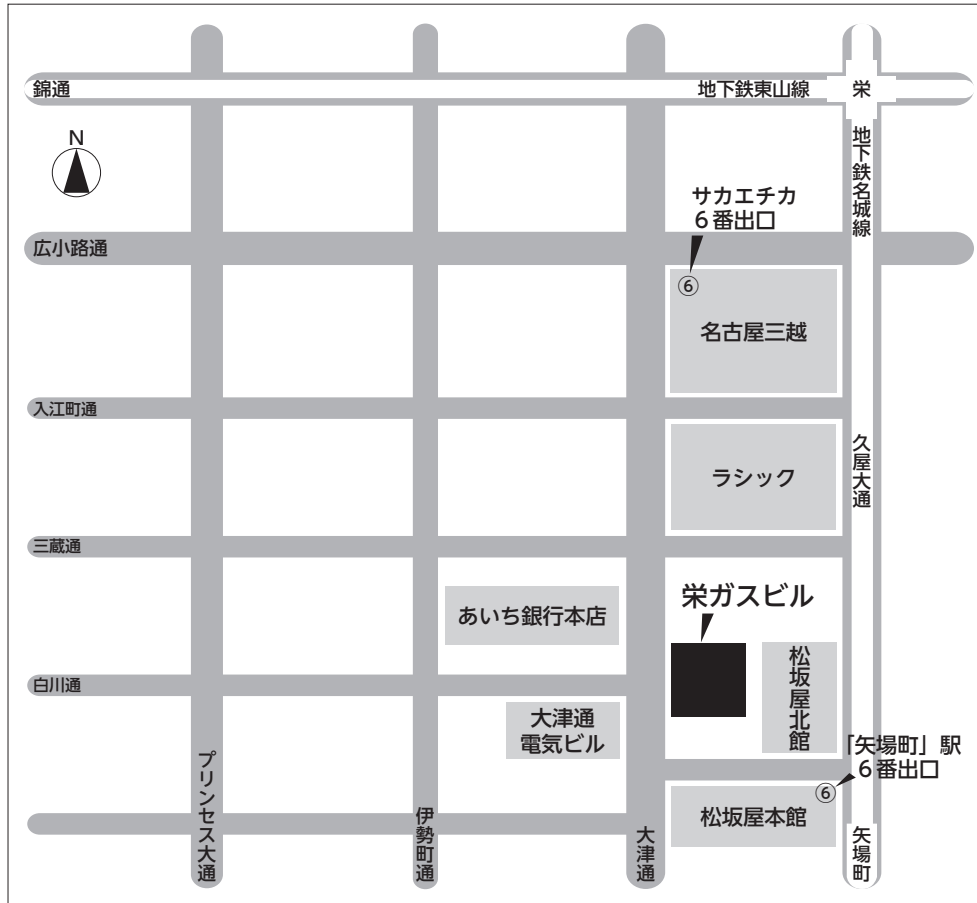
監査等委員 深 井 貴 伸 ㊞

(注) 監査等委員森戸尉之及び深井貴伸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 ガスホール



交 通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 名古屋三越 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分
地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋本館 北側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

